

## 認定の基準について

保育を必要とする事由について、以下のとおりとなります。

### 「保護者」とは「父母」です

これまでは、同居(同一敷地内を含む)の親族も対象とされていましたが、新制度では、基本的には「父母」が対象となります。

※児童の保育が同居の親族などで可能な状況にある場合は、調整することがあります。

### 利用手続きの流れ

#### ①認定申請書などの提出

新規・入園申込書と同時に配布、提出

在園・11月頃に現在利用している園を通じて配布予定

#### ②審査・利用調整

#### ③認定証・入園決定通知交付

#### ④保育園の利用

※手続きおよび時期については変更となる場合があります。

### 次のいずれか、もしくは同等の要件が必要です

- 保護者の就労時間が月64時間以上(おおむね1日4時間以上かつ月16日以上)であること。
- このほか
- 産前産後(各2カ月)
- 病気または心身に障害がある
- 病気または心身に障害がある同居の親族を常時介護している
- 災害復旧
- 求職活動(1カ月)
- 就学
- 虐待やDVの恐れがある
- 育児休業取得中(3歳児以上のみ)
- ※0・2歳児は、内職は認められません。
- ※4・5歳児について、これまでは保護者が就労などの要件を満たさない場合も入園可能でしたが、今後は保護者が保育を必要とする事由に該当することが必要となります。

## 身近な子育て支援

すべての子ども・子育て家庭に向け、さまざまな支援を進めていきます。

### 地域子育て支援センター

身近な場所で、子育て支援の情報を提供し、相談に応じています。

#### 中央子育て支援センター

☎69・3511

#### 東部子育て支援センター(みどり保育園内)

☎67・0022

#### 西部子育て支援センター(形原北保育園内)

☎57・8066

### 一時保育

市内3カ所の保育園で、一時的に子どもを預かります。

#### ○生後6カ月から就学前まで

南部保育園 ☎68・3384

みどり保育園 ☎68・3418

○2歳児から就学前まで

形原北保育園 ☎57・4301

### ファミリー・サポート・センター

子育ての援助をしたい人が、援助を受けたい人の子どもを一時的に預かるなどの支援を行います。

#### がまごおり児童館内

☎65・9399

### 放課後児童クラブ

新制度では、対象が小学校6年生まで引き上げられ(定員などにより入所できない場合があります)、保護者が昼間家庭にいない児童に対し、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

